

令和4年9月30日(金)

「埼玉県最低賃金の改正」及び「全国労働衛生週間」について、大宮駅、熊谷駅で街頭アピールを行いました。

埼玉県最低賃金が10月1日から「時間額987円」に改正されることから埼玉労働局では、9月1日から10月1日までを「埼玉県最低賃金周知強化期間」として周知活動を行ってきました。

本周知活動の締めくくりと、10月1日から始まる「第73回全国労働衛生週間」の周知活動として、県内労使団体、埼玉地方最低賃金審議会委員、埼玉労働局署所幹部が一体となって街頭啓発行動を行いました。



JR 大宮駅前ペDESTリアンデッキ

(久知良埼玉労働局長)



(北代労働基準部長)



JR 熊谷駅コンコース

(当日、熊谷市から「にゃおぎね」も応援に来てくれました。)

令和4年9月30日(金)

(最低賃金の改正についてはこちらをご覧ください。)